

「徳島県過疎地域自立促進方針」の策定について

「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が平成24年6月27日に施行され、現行法の期限が平成33年3月31日まで延長された。

現行の「徳島県過疎地域自立促進方針」が平成27年度末で終期を迎えることから、引き続き、地域における総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進するため、平成28年度から32年度までの5か年間の「徳島県過疎地域自立促進方針」を策定する。

1 方針の期間

- ・ 方針期間 平成28年度から平成32年度の5か年間
（現行方針期間 平成22年度から平成27年度の6か年間）

2 過疎地域（13市町村）

美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町、吉野川市（旧美郷村）、東みよし町（旧三好町）

3 方針策定の基本的な考え方

現行の「徳島県過疎地域自立促進方針」の趣旨を踏まえ、「新未来『創造』とくしま行動計画」（案）及び「vs東京『とくしま回帰』総合戦略（仮称）」（素案）との整合性も図りながら策定する。

4 今後の予定

- ・ 9月議会 「方針(案)」を報告
- ・ 9月中旬 パブリックコメント実施
- ・ 11月下旬 方針策定